

登録博物館・博物館相当施設・博物館類似施設の違い

(文部科学省「これからの博物館の在り方に関する検討協力者会議」第1回会議資料(H18.10.11)より抜粋)

	登録博物館	博物館相当施設	博物館類似施設
定義	歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む。)し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関で、博物館登録原簿に登録されたもの	博物館の事業に類する事業を行う施設で、博物館に相当する施設として指定されたもの	博物館と同種の事業を行う施設(登録又は指定を受けていないもの)
設置主体	①地方公共団体 ②民法第34条の法人 ③宗教法人 ④政令で定める法人	制限なし	制限なし
登録又は指定主体	都道府県教育委員会	①国又は独立行政法人が設置する施設については文部科学大臣 ②①以外の施設については都道府県教育委員会	なし
職員	①館長・学芸員必置 ②法に規定する目的を達成するために必要な学芸員その他の職員を有すること	学芸員に相当する職員の必置	制限なし
開館日数	150日以上	100日以上	制限なし